

議員提出議案

(12月1日提出)

発議第1号 品種登録取消問題及び知的財産権に関する決議案 (12月1日否決・賛成少数)  
〔賛成：新政、共産、県民、大心、林檎、社民、無 / 反対：自民、公健〕

(12月10日提出)

発議第2号 ポリテクカレッジの国による設置・運営の堅持を求める意見書案  
(12月10日原案可決・満場一致)

発議第3号 国営農業水利事業と地方農政局の存続を求める意見書案  
(12月10日原案可決・満場一致)

発議第4号 中小・零細企業対策の充実・強化に関する意見書案  
(12月10日原案可決・満場一致)

議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民 = 自由民主党    新政 = 新政会    公健 = 公明・健政会    共産 = 日本共産党  
県民 = 県民クラブ    大心 = 大心会    林檎 = クラブ林檎    社民 = 社会民主党  
無 = 無所属

---

## 品種登録取消問題及び知的財産権に関する決議案

( 発議第 1 号 ・ 否決 )

青森県農林水産部における「品種登録」の取消問題は、県職員の職務怠慢及び不正・不適切な事務処理によって、県民の貴重な財産が一瞬にして無となったばかりでなく、県政に対する信頼を著しく失墜させたものであり、極めて遺憾である。

経済・雇用状況の極めて厳しい本県においては、特許、商標、育成者権等の知的財産を活用した新産業・雇用の創出は喫緊の課題であり、早急に対応することが強く求められている。県では、知的財産の重要性を認識し、来年 4 月から知的財産支援センターを設置するとしているが、具体的な施策が伴わなければ意味がない。とりわけ、今回の「品種登録」の取消などの不祥事を二度と繰り返さないためにも今後の取組の強化が求められる。

県においては、今回の教訓を生かして知的財産に関する意識を高め、その管理を適正に行い、知的財産の創造・活用に対する支援を行うことによって、県の産業振興に努めるよう強く要望する。

また、実態解明及び知事の責任の果たし方が不十分との県民からの怒りの声に対し、県民の県政への信頼回復を図るため、知事はじめ県執行部は、その責任を十分に果たすべきである。

以上、決議する。

平成20年12月 1 日

青 森 県 議 会

## ポリテクカレッジの国による設置・運営の堅持を求める意見書案

( 発議第 2 号・原案可決 )

ポリテクカレッジ（職業能力開発大学校及び附属短期大学校）は、職業訓練における国と地方の明確な役割分担の下で、我が国の産業基盤を支える高度なものづくり人材を養成するため、国の責務として設置・運営されてまいりました。

このたび、行政改革の有識者会議において「雇用・能力開発機構」の廃止方針が決定され、ポリテクカレッジについては、“分割・地方移管”の方針が盛り込まれましたが、これまでのポリテクカレッジの実績・成果の客観的な評価もなされず、また、国と地方の役割分担の十分な議論もないままに、行政改革の名の下に一方的に、国の責任を地方に押しつける方針が出されたことは、拙速かつ無責任と言わざるを得ず、誠に遺憾の極みであります。

ポリテクカレッジは、全国22校のネットワークを生かした即戦力のものづくり人材養成機関として、国が地方の自立・再生を支援する有力な手段であり、中小企業をはじめ産業界から高く評価され、地域産業を支える上で欠くことのできない存在となっております。

しかるに、これを分割・地方移管すると、経営規模が小さくなることによって教員の確保等に支障をきたし、現在の高い教育水準の維持が困難となることが避けられません。

これまでどおり、国が一体的に設置・運営することにより、スケールメリットを生かして、我が国の“優れたものづくり人材”の養成を、最も無駄なく、効率的・効果的に行うことが合理的であると考えます。

よって、国におかれては、「雇用・能力開発機構」の見直しにあたっては、我が国の高度なものづくり人材の育成等の重要性を十分に考慮され、ポリテクカレッジを引き続き国の責任において設置・運営されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月10日

青 森 県 議 会

## 国営農業水利事業と地方農政局の存続を求める意見書案

( 発議第 3 号 ・ 原案可決 )

青森県の農業は、国営事業により基幹水利施設が適切に整備されることによって、その生産力が維持されてきている。国営事業により造成された農業水利施設は、国家政策たる「食料の安定供給」や「国土の保全」を達成するための重要な基盤である。

現在、政府において、国と地方の役割分担の見直しが検討され、地方農政局の廃止と直轄事業を含む業務の地方への移譲等が議論されているが、地域に密着した行政機関としての地方農政局や国営事業所等の役割は極めて重要であるとともに、国の直轄事業として基幹的施設の整備を効率的に行う現在の仕組みは、安定した食料生産に責任を持つ地元にとっては極めて有利なものであることから、地方農政局の廃止や直轄事業の地方への移譲は、各地の農業振興に多大な影響が及ぶものと強く危惧される。

食料の安全・安心や食料自給率の向上に対する国民の関心が高い昨今、農業・農村が安全で安心な食料の安定的な供給や、国土・環境の保全等の多面的な役割を適切に担い、国民生活や地域社会の健全な発展に寄与していくためにも、将来にわたって国営事業を実施することによって、生産性の高い農業地域を保全する責任を国自らが果たしていく必要がある。

よって、国においては、青森県の農業・農村が持続的に発展し、国民に安全で安心な食料を安定的に供給する役割を引き続き果たしていくため、農業生産の基礎となる基幹的な農業水利施設の整備と管理については、これまでと同様に国直轄の事業と位置付け、食料・農業・農村基本計画等に即した農業の振興が着実に図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月10日

青 森 県 議 会

## 中小・零細企業対策の充実・強化に関する意見書案

( 発議第 4 号・原案可決 )

日本経済は、景気が後退局面にあり、特に中小・零細企業は厳しい状況下におかれており、倒産も増加しています。再び景気回復への道筋を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小・零細企業の再生を図ることが最も重要です。

中小・零細企業対策費は厳しい財政事情の下、中小・零細企業金融の基盤強化、下請適正取引の推進、事業継承支援、中小・零細企業者と農林水産業者との連携に関する施策等に重点化しながら、増額がなされてきたところですが、100年に一度ともいわれる今回の金融危機の中で、中小・零細企業の資金繰りを万全にするとともに、中小・零細企業の活性化に資する諸施策を充実・強化することがこれまで以上に求められています。

このため、政府は以下の施策を含む、中小・零細企業対策の充実・強化に早急に取り組むよう強く要請します。

### 記

- 1 中小・零細企業対策予算の増額を図り、創業促進と新分野への進出支援を行うこと。
- 2 中小・零細企業の軽減税率をさらに軽減すること。
- 3 政府系金融機関における無担保融資の拡大など資金供給の円滑化を支援すること。
- 4 事業承継の円滑化と経営安定化に資する一層の税制・金融上の措置を講じること。
- 5 ものづくり産業の育成、総合的なまちづくりと連携した商店街の振興、海外展開支援、人材育成支援、知的財産権取得への支援を行うこと。
- 6 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成20年12月10日

青 森 県 議 会

